

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱UFJ銀行 国際業務部

JULY 1ST 2020

■ WEEKLY DIGEST

【産 業】

- 今年のネット商戦「6・18セール」好調裡に終了
地方中小都市が活発 ライブコマースが追い風

【経 済】

- IMF2020年の成長率予測 世界▲4.9%、中国+1.0%
- 2019年度の就業者 前年比115万人減の7億7,471万人

■ RMB REVIEW

- 尽きない不安

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）」、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）」ほか

本邦におけるご照会先:

三菱UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります

三菱UFJ銀行



【産業】

◆今年のネット商戦「6・18 セール」好調裡に終了 地方中小都市が活発 ライブコマースが追い風

毎年恒例の年央ネット・セール「6・18 セール」が6月1日から18日まで開催され、期間中の電子決済額は前年比+42.0%、決済件数は同+52.0%と大きく増加した。「6・18 セール」は、EC 大手の京東が創業記念セールとして2010年からスタートしたもので、現在では他のネット通販会社も参加しており、年央の一大イベントとなっている。近年、物流インフラの整備が進んだこと等から地方中小都市からの受注が増え、ライブコマースの浸透も追い風となり、好調な売り上げとなった。

<売上の拡大>

EC 大手各社の発表によると、京東のセール期間中の売上高は前年比+33.6%の2,692億元に上った。商品別に見ると、売上げの伸びでは生鮮食品、医薬・ヘルスケア、キッチン用品が高く、売上高ではスマートフォン、家電製品、PC・デジタル製品が高かった。アリババ集団傘下のTモールのセール期間中(5/25~6/20)の売上高は、6,982億元と過去最高を記録した。また、蘇寧電器のセール最終日一日の売上高は前年同日比+129.0%となった。

EC企業などの第三者決済機関と銀行との決済業務を行う「網聯清算」の発表によると、6月1日から18日までに処理されたネット決済金額は前年同期比+42.0%の16兆9,100億元、決済件数は同+52.0%の261億7,800件と大きく伸びた。特に、医薬・ヘルスケア関連の決済額が前年同期比+97.0%、化粧品関連が同+202.0%と増加した。また、ライブコマースに伴う決済額は同+343.0%と大幅に伸びた。

<今年の特徴>

近年、EC 大手各社は、地方や農村部の顧客の取り込みを強化するべく、物流サービスの整備を急いでいる。今年のセール期間中、京東は独自の物流システムを駆使して全国行政区域の9割で当日或いは翌日配達を実現し、T モールも300以上の都市で1時間・半日・当日配達サービスを提供した。配達エリア拡大と時間短縮が新たな消費意欲につながり、地方中小都市や農村部のネット消費が大都市以上に伸びる傾向が見られた。

京東のデータによると、農村部向けの大型テレビ販売額は前年同期の2倍に上った。Tモールのデータによると、地方中小都市向けの書籍販売量が3.5倍に増え、電動歯ブラシ、体脂肪計、車載冷蔵庫の売れ行きも好調だった。一方、報道では、大都市からの農産物の受注が目立った等の特徴も指摘されている。

また、今年のネット通販では、ライブコマースが新たな成長チャネルとなっている。商品の特徴がリアルに伝わり、特に若者の間に浸透している。セール期間中、T モールが運営するライブ配信ツールを利用した工場は3万ヶ所に上り、工場内の製造過程がリアルタイムで見られたことが消費者の安心感につながり販売拡大に寄与したという。また、多くの地方政府の行政トップがライブ配信に登場し、地元の特産品を消費者に直接アピールしたことも今年の特徴として報道されている。

一方、中国消費者協会が先般発表した報告では、今年の「6・18 セール」期間中に消費者から寄せられた苦情で最も多かったのがライブ配信によるネット販売に関するもので、商品機能の誇大宣伝、不良品の販売、アフターサービスの不備、フォロワー数や販売数の水増し発表等の問題点を残したと指摘している。

【経済】

◆IMF2020年の成長率予測 世界▲4.9%、中国+1.0%

IMFは6月24日、「世界経済見通し」の改訂(2020年6月)を発表した。

世界全体の2020年の成長率は▲4.9%と、前回見通しから1.9ポイント下方修正した。今年上半期の新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる経済活動の中断が予想以上に大きかったことや、ソーシャル・ディスタシング等のコロナ対応の長期化に伴い、下半期以降も企業の生産性の低下が続くこと等が反映されているとしている。

一方、中国については、第1四半期に見られた急激な経済収縮から回復し、今後の大規模な景気刺激策の効果も期待できることから、2020年は+1.0%と、前回見直しから0.2ポイント下方修正したもの、プラスの成長予測を維持した。また、2021年の成長率は+8.2%と、先進国の+4.8%、新興市場国・途上国の+5.9%を上回り、主要国・地域の中で最も高い成長率に回復するとの予測を示した。

なお、IMFは今回の予測について、感染症を巡る不確実性が依然として高いことを強調したほか、米中間の緊張の高まり、主要産油国間の関係に摩擦が生じていること、社会不安が広がっていることなどを下振れリスクとして挙げている。

<IMFの経済成長率予測>

地域	2019年 成長率(%)	「世界経済見直し」 (2020/4/14)		「世界経済見直し」 (2020/6/24)	
		2020年 成長率(%) (2020/01からの修正幅)	2021年 成長率(%) (2020/01からの修正幅)	2020年 成長率(%) (2020/04からの修正幅)	2021年 成長率(%) (2020/04からの修正幅)
世界	2.9	▲3.0(▲6.3)	5.8(+2.4)	▲4.9(▲1.9)	5.4(▲0.4)
中国	6.1	1.2(▲4.8)	9.2(+3.4)	1.0(▲0.2)	8.2(▲1.0)
米国	2.3	▲5.9(▲7.9)	4.7(+3.0)	▲8.0(▲2.1)	4.5(▲0.2)
日本	0.7	▲5.2(▲5.9)	3.0(+2.5)	▲5.8(▲0.6)	2.4(▲0.6)

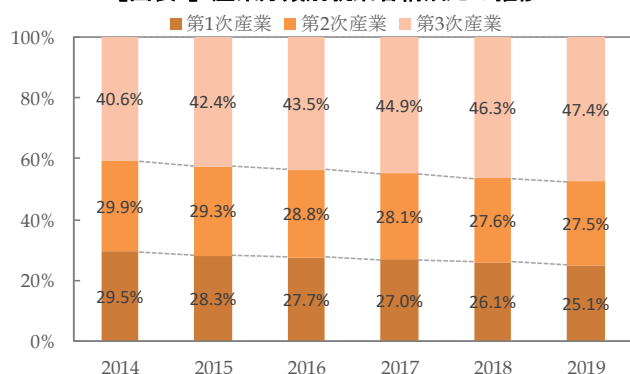
(出所) IMFの発表を基に作成

◆2019年度の就業者 前年比115万人減の7億7,471万人

人力資源社会保障部は6月8日、雇用や社会保障に関する2019年度統計公報を発表した。2019年末時点の全国の就業者数は、前年から115万人減少して7億7,471万人、産業別の構成比では、第一次産業の全体に占める割合が前年の26.1%から25.1%、第二次産業は27.6%から27.5%に縮小し、引き続き減少傾向にある一方、第三次産業は46.3%から47.4%に拡大し、増加が続いている(図表1)。

全国の就業者のうち、都市部における就業者数は4億4,247万人、うち新規就業者数は1,352万人と、前年の1,361万人から僅かに減少した。政府は毎年、全人代(国会に相当)で発表する「政府活動報告」のなかで都市部新規就業者数の目標を示しており、2019年は目標の「1,100万人以上」を大きく上回った。一方で、2020年の目標については、今年5月に開かれた全人代で「900万人以上」と、前年の目標・実績から大幅に引き下げた(図表2)。

【図表1】産業分類別就業者構成比の推移



(出所) 「2019年度人力資源・社会保障事業発展統計公報」を基に作成

【図表2】都市部新規就業者数・失業率の目標と実績

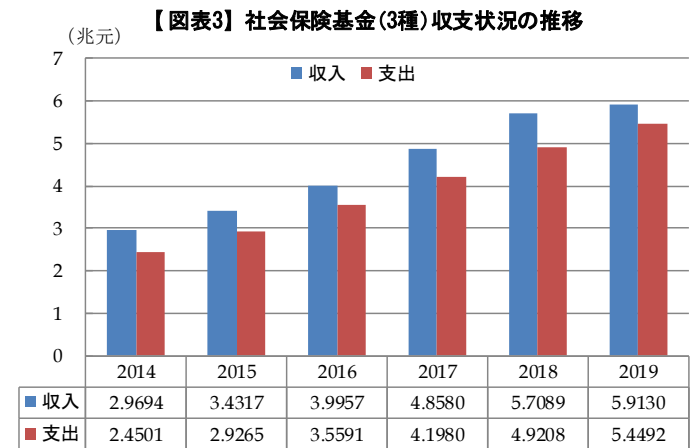
	2019年目標	2019年実績	2020年目標
都市部新規就業者数	1,100万人以上	1,352万人	900万人以上
都市部調査失業率	5.5%前後	5.2%	6.0%前後
都市部登録失業率	4.5%以下	3.6%	5.5%前後

(出所) 目標値はそれぞれ当該年度の「政府活動報告」、実績は「2019年度人力資源・社会保障事業発展統計公報」を基に作成

失業率については、2019 年末時点の都市部の調査失業率が目標の 5.5%前後に対し 5.2%(2018 年末:4.9%)、都市部登録失業率^(注)が目標 4.5%以下に対し 3.6%(同:3.8%)と、いずれも目標の範囲内に収まった。2020 年については、政府は失業率の一定程度の上昇を見込んで目標値を引き上げ、「雇用維持のためにあらゆる手段を尽くす」としている(図表 2)。(注:都市戸籍者が対象で農民工を含まない。これに対し、2018 年 3 月より、実態に近い全国調査に基づく調査失業率が公表されるようになった。)

また、社会保険の収支については、年金(基本養老)、失業、労災の 3 保険で、2019 年の基金収入が前年比+3.6%の 5 兆 9,130 億元、支出が同+10.7%の 5 兆 4,492 億元と、金額では収入が支出を上回る状況が続いているものの(図表 3)、増加率では支出が収入を大きく上回っている。なお、失業保険については、収入 1,284 億元に対し、支出が 1,333 億元と、支出が収入を上回った。

年末時点の各保険の加入者数と基金残高は、年金保険が 9 億 6,754 万人/6 兆 2,873 億元、失業保険が 2 億 543 万人/4,625 億元、労災保険が 2 億 5,478 万人/1,783 億元だった。



(出所)「2019年度人力資源・社会保障事業発展統計公報」を基に作成

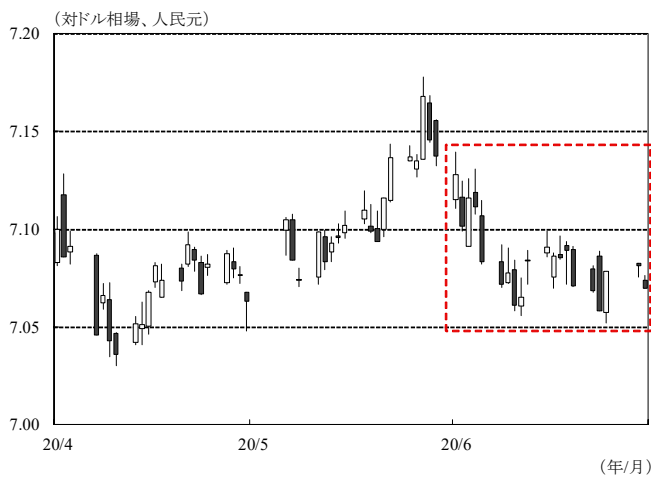
RMB REVIEW

◆ 尽きない不安

・6月のレビュー

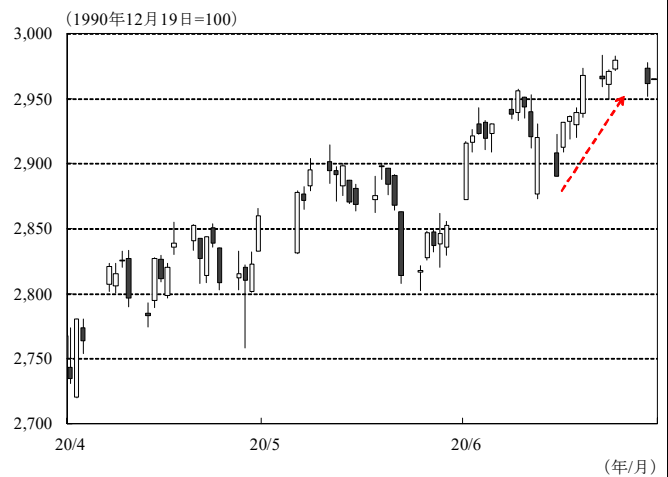
6月の人民元(対ドル相場)は総じて堅調に推移した(第1図)。香港への統制を強める国家安全維持法に対して米国が過激な制裁措置を避け、米中間の緊張感が和らぐと、リスク回避的な思惑が後退し6月初めから人民元買いが進展。加えて、経済活動の再開や金融・財政政策に対する期待が投資家心理の支えとなり、世界的に株価が上昇したことも人民元高を促した。もっとも、欧米で感染の再拡大が報じられ、景気の先行きに対する不透明感が意識されると、株価の反落とともに人民元高は一服。その後、人民銀行による景気の下支え¹や米中関係を巡る懸念の後退²などを材料に株価(上海総合指数)が上昇する中(第2図)、下旬に掛けて人民元を買う動きが再燃。24日には1ドル=7.051人民元と約2ヵ月ぶりの高値を付ける展開となった。

第1図：人民元



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：株価



(注) 上海総合指数。

(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・香港問題は大きめを迎える

本日30日に、全人代の常務委員会は「香港国家安全維持法³」を全会一致で可決した。政府は直ちに施行する方針であり、9月6日の立法会(議会)選挙⁴に向けて、民主派への締め付けが勢いを増す事態も想定される。一方、米国は25日に議会上院で「香港自治法」を可決し、香港へ干渉した関係者⁵に対する制裁措置の準備を進めている。香港における言論の自由などが制限され「一国二制度」の根幹が揺らぎかねないだけに、今後、米国が牽制を強める可能性は十分にある。ここ数年、市場の一大関心事となっている米中関係が再び悪化する展開には注意したい。

¹ 6月18日に人民銀行の易総裁は、国内の融資残高について年内に約20兆元の増加を見込むと発言。同時に財政ファイナンスの否定や出口戦略の検討も説明されたが、人民銀行が景気の下支えに注力する姿勢を市場は重視した。

² 中国が米国の農産物について輸入を強化する方針が報じられ、第1段階の通商合意が履行されるとの安心感に繋がった。

³ 国家分裂、政権転覆、テロ活動、外国勢力との結託の4つに分類される反体制的な行為を取り締まる。同法は香港の法律よりも優先される。

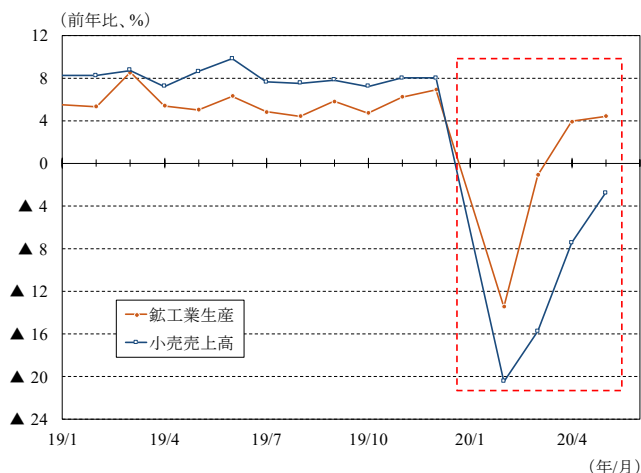
⁴ 立候補の届け出は7月18～31日。

⁵ 香港への干渉に関係した組織や個人だけでなく、それらと取引のある金融機関も制裁の対象とする。

・「第2波」による下振れリスクは不変

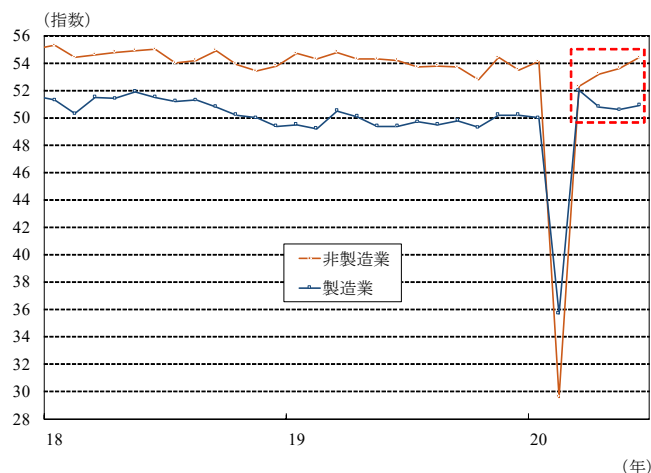
マクロ経済を点検しておく、生産や消費は持ち直しが続いた(第3図)。もっとも、引き続き消費の復調が遅れる形となっており、新型コロナの「第2波」に対する懸念が燻る中、日常生活を取り戻すハードルの高さが見受けられる。他方、企業の景況感は、製造業・非製造業ともに好不況の分岐点となる50を超えており、経済活動の再開が素直に反映されている(第4図)。ただし、感染の再拡大を受けて京近郊で都市封鎖(ロックダウン)が講じられる⁶などしており、国内の情勢は楽観できない。国外でも同様に感染の再拡大で経済活動の再開が止まる例が増えており、外需の牽引力はしばらく期待し難く、先行きは予断を許さない状態にある。

第3図： 鉱工業生産と小売売上高



(注) 春節の影響を除くため1-2月分の平均値を2月分として表示。
(資料) Bloomberg より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図： 国家統計局 PMI



(資料) Bloomberg より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・香港問題や「第2波」が人民元の重石に

香港問題を巡る米中関係の緊迫化を材料に、目先、人民元には下落圧力が掛かり易いとみる。なお、米大統領選に関しては、トランプ大統領が支持率を落としており、挽回のため対外的に強硬姿勢を強める可能性は否定できない。11月の選挙に向けては、引き続き米中関係の悪化が人民元の重石として意識されると読む。また、国内外で新型コロナの「第2波」に対する警戒感が強まっているため、世界経済の下振れリスクに市場の関心が集まり、株価が調整色を強める展開も想定できる。政治・経済に伴う不確実性が高く、リスク性資産としての人民元は買い辛い環境が続くだろう。

予想レンジ

	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月
USD/CNY	6.98～7.20	6.96～7.22	6.94～7.22	6.94～7.22
CNY/JPY	14.6～15.5	14.5～15.4	14.3～15.3	14.1～15.2

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(6月30日作成) グローバルマーケットリサーチ

⁶ 6月28日に河北省安新県に対して武漢市と同様の措置を講じると発表。生活必需品の購入などを除き、原則的に外出が禁止される。

MUFG BK CHINA WEEKLY (July 1st 2020)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比	
2020.06.22	7.0810	7.0735~ 7.0817	7.0770	-0.0010	6.6197	0.0018	0.9131	-0.0003	7.9322	-0.0029	2.1096	3,108.07	-2.4880
2020.06.23	7.0720	7.0633~ 7.0891	7.0650	-0.0120	6.5968	-0.0229	0.9116	-0.0015	7.9777	0.0455	1.9000	3,113.70	5.6270
2020.06.24	7.0572	7.0509~ 7.0783	7.0744	0.0094	6.6409	0.0441	0.9128	0.0012	7.9923	0.0146	1.5000	3,123.07	9.3770

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今回は 6 月中旬から下旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[政策]

【自由貿易試験区】

○「中国共産党中央委員会、国務院の『海南自由貿易港建設総合計画』の印刷・発布」 (2020 年 6 月 1 日発布・実施)

海南自由貿易港の建設に向けた基本計画。自由貿易港についての単独の計画が制定されたのは初めてで、海南自由貿易港の建設は今後の対外開放の戦略的措置と位置づけられている。

■海南自由貿易港の“制度設計”は、貿易・投資・越境資金移動・人の出入り・運輸の自由化・利便化、データ移動の許可、現代産業体系の発展、租税制度・社会統治・法治制度・リスク防止システムの 11 分野について 39 項目の措置が記載されている。

貿易の自由化・利便化では海南省全島のゼロ関税区域化、サービス貿易ネガティブリスト制度の実施、投資の自由化・利便化については“承諾即時参入制”の実施などのほか、既存の自由貿易試験区と同様の措置があげられているが、新たな措置としては特に以下の点が注目される。

1. 越境資金移動の自由化・利便化

- ・多機能自由貿易口座システムの構築: 各種金融口座を隔離する資金の“電子フェンス”を建設する。
- ・貿易・投資資金移動の利便化: 銀行の真实性審査を事前審査から事後検査に変更する。外資の直接投資で両替段階での外貨登記を実行する。越境資金調達では、複数項目の取引段階での外債管理を試行し、国外債券発行での外債届出・登記制を改善し、全口径のマクロプルーデンス管理を実施し、越境資産譲渡の範囲を徐々に拡大する。

2. データ移動の許可

- ・通信業の開放拡大: 付加価値通信業務での外資比率等の制限を徐々に取り消す。海南自由貿易港に登記し、サービス施設を置く企業に、区域内と国外を対象とするオンラインデータ処理・取引処理等の業務を許可する。(全国を対象とする業務については徐々に許可する。) 基礎通信業務については、安全で秩序立てて開放する。国際インターネットデータ交換を試行し、国際海底光ケーブルと上陸ポイントを建設し、国際通信ゲートウェイを設置する。

3. 租税制度

- ・ゼロ関税: 全島のゼロ関税化前は一部輸入商品の輸入関税と輸入段階増値税・消費税を免除し、ゼロ関税化後は輸入課税賞品目録以外の輸入関税を免除する。(注: 海南省政府の説明によれば、ゼロ関税化前の免除対象は、生産資材、原材料、交通工具、島内住民の消費品とされている。)
- ・低税率: 海南自由貿易港で実質的な経営を行う企業に対して企業所得税の優遇税率を適用し、条件に合う個人には個人所得税の優遇税率を適用する。(注: 海南省政府の説明では、企業所得税の優遇対象は奨励類産業の企業で税率は 15%、個人所得税の優遇対象は海南自由貿易港で就業する高級人材と不足人材で、滞在期間が 183 日を超える場合に実際の税負担が 15%を超える部分が免除される。)
- ・税制簡素化: 間接税(注: 増値税、消費税等)比率の引き下げ、税種の簡素化、税負担水準の顕著な引き下げ、税収帰属の明確化、財政収支のおよその均衡を実現する。

<p>■海南自由貿易港の発展目標は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2025 年までに、貿易と投資の自由化・利便化を重点とする自由貿易港政策・制度体系を初歩的に確立する。ビジネス環境全般を国内一流水準とし、市場主体(注:企業、個人)を大幅に増やし、産業競争力を顕著に高める。 ・ 2035 年までに、自由貿易港の制度・システムと運営モデルを更に成熟させ、自由・公平・法治・高水準のプロセスの監督・管理を特徴とする貿易・投資ルールを基本的に構築し、貿易・投資・越境資金移動・人の出入り・運輸の自由化・利便化とデータの安全で秩序ある移動を実現する。 <p>■海南自由貿易港の建設方針は 2018 年 4 月に発表されていたが、最近まで目立った動きは見られなかった。しかし、今年 5 月に開催された全人代での政府活動報告の中で 2020 年の経済方針の 1 つにあげられ、今回計画が発表されるなど急展開を見せている。これは、新型コロナウイルス感染が世界的に拡大し、今後の国際関係が不透明になっている中で、中国が改めて対外開放を拡大し、経済のグローバル化を推進するという方針を打ち出したことが背景にあると見られる。海南自由貿易港の建設は、その戦略的な措置といえる。</p> <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/2020-06/01/content_5516608.htm</p>
<p>【企業支援政策】</p>
<p>○「国務院弁公庁の輸出製品の国内販売転換の支援に関する実施意見」 (国弁発[2020]16号、2020年6月17日発布・実施)</p>
<p>新型コロナウイルス感染流行により経営が困難をきたしている対外貿易企業を支援するための輸出製品の国内販売促進政策。それぞれの政策・措置について、担当する政府関係部門を指定し、実施に責任を負わせている。</p> <p>■主な措置は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出専門企業が 2020 年末までに国内販売に転換する場合、企業の承諾書と自己適合性声明の提出により国内販売を許可する。国内で販売する製品で強制性製品認証(CCC 認証)取得が必要な場合、その認証手続きの所要時間を短縮する。 ・ 企業が同一の生産ラインで同一の標準(規格)、同一の品質要求(“三同”)に従って輸出製品と国内販売製品を生産することを支援する。“三同”の適用範囲を一般の消費品、工業品に拡大する。 ・ 対外貿易企業がブランド所有企業の製品を国内で販売する場合、ブランド所有企業との知的財産権の授権についての協議を支援し、特許申請、商標登録、著作権登記を適切に行う。 ・ 電子商取引プラットフォームでの販売を奨励し、主なショッピング街での販売促進活動を誘導し、大型商業企業との直接取引、国内調達企業の広州交易会・加工貿易製品博覧会等への参加を組織する。 ・ 新型コロナウイルス感染流行の経済対策である新型インフラ、新型都市化および重大プロジェクト建設の需要と国内販売に転換する製品のマッチングを組織する。 ・ 加工貿易企業で国内販売での集中課税処理を行う企業に対し、加工貿易手冊(電子帳冊)の有効期限または消し込み終了日の範囲内で毎月 15 日以内の申告期限を毎四半期終了後 15 日以内に延長する。 <p>■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/202006/20200602976509.shtml</p>
<p>【社会保険】</p>
<p>○「人力資源社会保障部、財政部、国家税務総局の企業社会保険料の段階的減免政策実施期限延長等の問題に関する通知」 (人社部[2020]49号、2020年6月22日発布・実施)</p>
<p>新型コロナウイルス感染流行の影響を受けている企業に対する社会保険料の免除、納付猶予の実施期限を延長するもの。今年 2 月に発布された通知では、最大 6 ヶ月とされていたが、最大で 2020 年末まで延長する。(今年 2 月の通知については、本誌 2020 年 3 月 4 日号の EXPERT VIEW の解説をご参照。)</p> <p>■主な内容は、以下の通り。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各省・自治区・直轄市および新疆生産建設兵団(以下、省という)での中小・零細企業の社会保険 3 項目(注:基本養老保険、失業保険、工傷保険)の単位納付部分に対する免除政策を 2020 年 12 月末まで延長、執行する。 ・ 各省(湖北省を除く)での大型企業等その他の社会保険加入単位の社会保険 3 項目の単位納付部分に対する半額免除政策については、2020 年 6 月末まで延長、執行する。 ・ 湖北省での大型企業等その他の社会保険加入単位の社会保険 3 項目の単位納付部分に対する免除政策は、2020 年 6 月末まで延長、執行する。 ・ 感染流行の影響で経営に深刻な困難をきたしている企業については、2020 年 12 月末まで社会保険料の納付猶予を継続してよく、猶予期間の滞納金を免除する。 ・ 各省の 2020 年社会保険個人納付基数の下限は、引き続き 2019 年の個人納付基数の下限を標準とし、納付猶予期間の滞納金を免除する。 <p>■原文は人力資源社会保障部の下記サイトをご参照。 http://www.mohrss.gov.cn/gkml/zcfg/gfxwj/202006/t20200624_377465.html</p>
<p>【会計】</p>	
<p>○『『新型コロナウイルス肺炎流行関連リース料譲許会計処理規定』の印刷・発布に関する通知 (财会[2020]10 号、2020 年 6 月 24 日発布・実施)』</p>	
	<p>新型コロナウイルス感染流行の影響を受けている企業の建物やその他の資産のリースで、貸し手が借り手に対してリース料の減免、支払い猶予の「譲許」をしている場合の会計処理についての規定。</p> <p>■主な内容は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借り手と貸し手が「譲許」に合意し、以下の条件を同時に満たしている場合には、「企業会計準則第 21 号ーリース」に従って会計処理を行うことができ、また簡易方法を選択することができる。 <ol style="list-style-type: none"> ① リース料が「譲許」前より減少または基本的に変わらず、割引をしていないこと。 ② 「譲許」の対象が 2021 年 6 月 30 日の前に支払うべきリース料で、同日以降にリースを増額したとしても「譲許」の条件に影響せず、また減額したとしても「譲許」の条件を満たさないこと。 ③ 定性・定量の要素を総合的に見て、その他のリースの条項・条件に重大な変更がないこと。 ・ 「譲許」がリース料の支払い時期の延期である場合は、リース料の延べ払いと見なして会計処理を行う。(これには、一定期間リース料を減免してその後に減免額を増額すること、一定期間リース料を減免すると同時にリース期間を延長して減免額を徴収することも含まれる。) ・ 「譲許」がリース料の減額と支払時期の延期である場合は、それらの組み合わせと見なして会計処理を行う。(これには、一定期間リース料を減免してその後に減免額を増額すること、または一定期間リース料を減免すると同時にリース期間を延長してリース料を減額して徴収することも含まれる。) ・ 借り手が旧「企業会計準則第 21 号ーリース」(2006 年制定)が適用される企業で、レンタルの場合は、「譲許」前と同じ方法で元の契約のリース料を資産コストまたは費用に算入する。リース料を減免された場合は製造費用、管理費用、販売費用等の科目から控除し、延べ払いとなった場合は未払金として認識し、実際の支払い時に控除する。 ・ 借り手が新「企業会計準則第 21 号ーリース」(2018 年改定)が適用される企業の場合は、「譲許」前と同じ割引率で利息・費用を計算して当期損益に算入し、減価償却費等の引き当てを行う。リース料を減免された場合は変動リース料とし、割引がないものとするか、減免前の割引率で割引いた金額を資産コストまたは費用から控除し、リース料負債を調整する。延べ払いとなった場合は、実際の支払い時にリース料負債を控除する。 <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-06/24/content_5521488.htm</p>
<p>【規則】</p>	
<p>【外商投資】</p>	
<p>●「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020 年版)」 (国家發展改革委員会・商務部令第 32 号、2020 年 6 月 23 日公布、同年 7 月 23 日施行)</p>	
	<p>外商投資を制限または禁止する全国版の外商投資ネガティブリストの改訂。詳細は下記の解説をご参照。</p>

<p>■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://images.mofcom.gov.cn/www/202006/20200624145659916.pdf</p>
<p>●「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」 (国家発展改革委員会・商務部令第33号、2020年6月23日公布、同年7月23日公布)</p>
<p>同じく自由貿易試験区版の外商投資ネガティブリストの改訂。詳細は下記の解説をご参照。 ■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://images.mofcom.gov.cn/www/202006/20200624145700066.pdf</p>

● 全国版と自由貿易試験区版の外商投資ネガティブリストが改訂される

外商投資を例外的に制限または禁止する全国版と自由貿易試験区版のネガティブリストが公布され、ともに7月23日から施行される。全国版、自由貿易試験区版とも改訂はほぼ1年ぶりだが、全国版は前回の40項目から33項目に、自由貿易試験区版は37項目から30項目に削減された。

全国版のネガティブリストで変更された主な項目は、以下の通り。

- ① 金融業の証券会社と証券投資基金管理会社、先物取引会社、生命保険会社について、前回のリストでは外資比率51%以下の制限があり、2021年に制限を取り消すとされていたが、今回のリストから除外され、1年前倒しで制限が撤廃された。
- ② 農業の小麦の新品種の選別育成と種子の生産について、前回のリストでは中国側マジョリティとされていたが、中国側出資比率が34%以上とされ、外国側出資比率が66%まで引き上げられた。
- ③ 製造業の放射性鉍産物の精錬・加工、核燃料生産への投資がネガティブリストから除外され、投資が解禁された。
- ④ 同じく自動車完成車生産では、前回のリストでは専用車と新エネルギー車を除き、外資比率制限(50%以下)と設立企業数の制限(同一の外国企業は合弁企業2社まで)が規定されていたが、今回のリストでは上記の例外車種に商用車が追加された。(乗用車完成車については、前回と同じく2022年に制限を取り消すとされている。)
- ⑤ 電力・熱・ガス・水の生産および供給業で、市街地人口が50万人以上の都市でのガス、熱および給排水パイプラインの建設・経営は中国側マジョリティとされていたが、今回のリストから除外され、制限がなくなった。

なお、全国版のネガティブリストについては、下記の日本語訳をご参照いただきたい。

一方、自由貿易試験区版のネガティブリストについては、全国版のネガティブリストの変更内容と重複している点が多い。上記①、④、⑤が同じで、②と③は2018年に改訂されたネガティブリストから変更されている。今回のリストで変更されたその他の項目は、以下の通り。

- ① 製造業の漢方薬への投資禁止(下記日本語訳の7番)の項目が除外され、投資が解禁された。
- ② 科学研究および技術サービス業の土地等の測量・製図への投資禁止(下記日本語訳の23番)の例外として、鉍業権所有者がその権利の範囲内で活動を行う場合は適用しないとされた。
- ③ 教育の学齢前・普通高校および高等教育機関への制限(下記日本語訳の24番)の補足規定として、学校教育に分類される職業教育機関については外国の教育機関等が単独で中国公民を主な募集対象として設立することが可能とされた。

なお、全国版、自由貿易試験区版のネガティブリストに記載される投資制限項目に投資し、外商投資企業を設立または変更する場合、昨年までは商務部門による審査・認可が行われていたが、今年から「外商投資法」の施行に伴い、「外商投資情報報告」に変更されている。これにより、商務部門は外商投資企業の設立・変更には関与せず、市場監督管理部門(工商行政管理部門)がこれらのリストに規定される特別管理措置に適合しているか否かを審査する方式に変わり、手続きが大幅に簡素化されている。

全国版外商投資ネガティブリスト

(参考訳)

番号	特別管理措置
一、農・林・牧・漁業	
1	小麦の新品種の選別育成および種子の生産は中国側持分比率が 34%を下回らず、トウモロコシの新品種の選別育成および種子の生産は中国側がマジョリティを取る。
2	中国の稀少かつ特有な貴重・優良品種の研究開発、養殖、栽培および関連の繁殖材料の生産(栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む)への投資を禁止する。
3	農作物、種畜・種禽、水産種苗の遺伝子組み換え品種の選別育成およびその遺伝子組み換え種子(種苗)の生産への投資を禁止する。
4	中国の所管海域および内陸水域での水産物漁獲への投資を禁止する。
二、採掘業	
5	希土類、放射性鉱産物、タングステンの探査、採掘および選鉱への投資を禁止する。
三、製造業	
6	出版物の印刷は中国側がマジョリティを取る。
7	漢方薬煎じ薬の蒸す、炒る、炙る、焼くなど調整技術の応用および製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する。
8	専用車、新エネルギー車、商用車を除き、自動車完成車製造の中国側持分比率は 50%を下回らず、同一の外国企業は国内に 2 社までの同種類の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができる。(2022 年に乗用車製造の外資持分比率制限および同一の外国企業が国内で 2 社までの同種類の完成車製品を生産する合弁企業を設立することについての制限を取り消す。)
9	衛星テレビ・ラジオの地上受信施設および主要部品の生産(注: 中文の直訳、「への投資を制限する」が省略か?)。
四、電力・熱・ガス・水の生産および供給業	
10	原子力発電所の建設・経営は中国側がマジョリティを取る。
五、卸売および小売業	
11	葉タバコ、巻きタバコ、再乾燥葉タバコおよびその他タバコ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
六、交通運輸、貯蔵および郵政業	
12	国内水上運輸会社は中国側がマジョリティを取る。
13	公共航空運輸会社は中国側がマジョリティを取り、かつ 1 つの外国企業および関連企業の投資比率は 25%を超えず、法定代表者は中国籍公民が担当する。汎用航空会社の法定代表者は中国籍公民が担当し、そのうち農・林・漁業の汎用航空会社は合弁に限り、その他の汎用航空会社は中国側マジョリティに限る。
14	民間用空港の建設・経営は中国側が相対的マジョリティを取る。外国側は建設への参与、空港管制塔の運営をしてはならない。
15	郵政会社、郵便物の国内宅配業務への投資を禁止する。
七、情報伝達・ソフトウェアおよび情報技術サービス業	
16	通信会社: 中国が世界貿易機関加盟時に開放を承諾した通信業務、付加価値通信業務の外資持分比率は 50%を超えず(電子商取引、国内マルチパーティ通信、保存・転送類、コールセンターを除く)、基礎通信業務は中国側がマジョリティを取る。
17	インターネット・ニュース情報サービス、インターネット出版サービス、インターネット番組視聴サービス、インターネット文化経営(音楽を除く)、インターネット公衆情報サービスへの投資を禁止する。(上記サービスのうち、中国が世界貿易機関加盟時に開放を承諾した内容を除く。)
八、リースおよび商務サービス業	
18	中国の法律事務(中国の法律環境に影響のある情報提供を除く)への投資を禁止し、国内の弁護士事務所のパートナーになってはならない。

19	市場調査は合弁に限り、そのうちラジオ聴取・テレビ視聴調査は中国側がマジョリティを取る。
20	社会調査への投資を禁止する。
九、科学研究および技術サービス業	
21	人体の幹細胞、遺伝子の診断と治療技術の開発・応用への投資を禁止する。
22	人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
23	土地測量、海洋測量製図、航空撮影測量製図、地上移動測量、行政区域境界線測量製図、地形図、世界行政区域地図、全国行政区域地図、省級以下の行政区域地図、全国版教育用地図、地方版教育用地図、実像3D 地図およびナビゲーション電子地図の作成、地域地質調査図、鉱産地質・地球物理・地球科学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシングなどの調査への投資を禁止する。
十、教育	
24	学齢前、普通高校および高等教育機関は中外合作学校の設立に限り、中国側主導とする。(校長または主要行政責任者は中国国籍を持ち、理事会・董事会または共同管理委員会の中国側構成員は1/2より少なくないこと。)
25	義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
十一、衛生および社会活動	
26	医療機関は合弁に限る。
十二、文化、体育および娯楽業	
27	新聞機関(通信社を含むが、これに限らない)への投資を禁止する。
28	図書、新聞、定期刊行物、音響・映像製品および電子出版物の編集・出版・制作業務への投資を禁止する。
29	各級ラジオ局(ステーション)、テレビ局(ステーション)、ラジオ・テレビチャンネル(周波数)、テレビ放送ネットワーク(放送局、中継局、放送衛星、衛星受信ステーション、衛星中継ステーション、マイクロウェーブステーション、観測局およびテレビ有線放送ネットワークなど)への投資を禁止し、ラジオ・テレビ番組オンデマンドサービス業務および衛星テレビ放送地上受信設備据え付けサービスを禁止する。
30	ラジオ・テレビ番組制作・経営(買い付け業務を含む)会社への投資を禁止する。
31	映画制作会社、配給会社、ロードショー上映会社および映画の買い付け業務への投資を禁止する。
32	文化財・美術品を競売するオークション会社、骨董品店および国有文化財博物館への投資を禁止する。
33	文芸・舞台芸術団体への投資を禁止する。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)